

法務ページ

2026.8
Vol.220

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

暑中お見舞い申し上げます。
酷暑の折、ご自愛
ください。



徒然なるままに Vol.163

「映画キングダムと史記」



皆さん、こんにちは。社労士の妹尾です。
暑中お見舞い申し上げます。今年も暑さ厳しい日が続いていますが、体調には十分ご注意ください。

先日、映画館で「キングダム」最新作を観ました。
「キングダム」の原作は漫画ですが、ベースとなっているのは「史記」という中国の歴史書。「史記」といえば、故事成語(四字熟語)の元になった物語が数多く掲載され、学生時代、漢文の授業で習ったことを思い出します。社会人になってからあらためて「史記」を読むと「面白い」につきます。授業では漢文の「レ点」に四苦八苦し、物語の中身が頭に入ってこなかったためか、読む物語すべてが新鮮です。

今回、映画「キングダム」を観たことがきっかけで、再び「史記」を読み始めています。まあ漫画ですけど、三男にも映画だけでなく、原作の原点に触れてほしくて買ってきましたが、今のところ私の方が夢中になって読んでいます。(^^) (妹尾 悟)

夏の気象用語



こんにちは、スタッフの筒井です。
毎年、今年の夏は、暑い暑いと言い続けていますが、ついに、近年の厳しい暑さを受けて、2026年4月17日に気象庁が新たに「酷暑日」という名称を定めたのです。

酷暑日は、最高温度が40℃以上という極めて危険な暑さを示す言葉として、顕著な高温への警戒を効果的に呼びかけるために使用されていくと考えられています。余談ですが、「夏日」は、その日の最高気温が25℃以上になる日を指します。さらに、「真夏日」は、最高気温が30℃以上に達する日、「猛暑日」は、35℃以上の日のことです。

とにかく、早め早めに暑さ対策をして、体に負担をかけないように気をつけたいものです。(筒井 浩美)

知っ得！ 人事労務トピックス



●自然災害への備えと災害時の労務管理

これから自然災害の発生が多くなる時期。平時から安全確保ルールの整備や、災害発生時の労務管理について整理しておきましょう。

- ・災害時の休業休業手当の支払義務が生じない場合と必要となる場合がある
- ・非常時払い非常時の費用が必要となった場合、請求に応じ、既労働分の給与を支給日前に支払う
- ・36協定原則36協定の上限を守る必要がある。ライフライン復旧等、労基署長の許可や事後届出により、例外的に上限超えが認められる場合あり
- ・業務中や通勤途中の災害業務との因果関係や経路等により、業災・通災に該当するか個別判断
- ・社会保険料・労働保険料の納付申請により納付猶予を受けられる場合あり

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

プール



こんにちは、スタッフの川合です。
梅雨が明け、いよいよ夏本番となりました。暑さが続いておりましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。インドア派の私でもプールや海に行きたくなる暑さです。
小学生の頃は泳げず、楽しめない私を見た担任の先生が熱心に特訓してくれたのを思い出します。
夏休みにはプールを習っている友達にも教えてもらい、ちょっと努力家の私はひと夏で泳げるようになりました。泳ぐ速度はゆっくりですが、長く泳ぎ続けられるようになりました。

あの時頑張った自分を思い返すたびに、誇らしい気持ちになります。

(川合千愛輝)